正六位に叙する
上　近正　永野　春男
従六位に叙する（各通）
仁宮　孝雄　三代　勇
正七位に叙する（各通）
伊藤　福治　久木元洋一
従七位に叙する（各通）（以上三月五日）
（大阪大学名誉教授）
桑田　敬治
正四位に叙する
矢野五三夫
従五位に叙する
山田　進一
正六位に叙する
上條　惠嗣
従六位に叙する
島　浩三　松原　孝雄
正七位に叙する（各通）
（准海尉）
井上　征己　佐藤　宏治
従七位に叙する（各通）（以上三月六日）
中西英一郎
従四位に叙する
大原　常省
正五位に叙する
宮　雅治
従五位に叙する
關　誠一
従六位に叙する（以上三月七日）

○叙勲

越智　哲郎
旭日単光章を授ける（三月一日）
（春日部市議会議員）
小島　文男
旭日小綬章を授ける（三月二日）
（静岡市議会議員）
栗田　知明
旭日中綬章を授ける
（東温市議会議員）
組坂　克徳
旭日単光章を授ける（各通）（以上三月三日）
永井　雅敏
清水　辰夫　古越　伊三
旭日単光章を授ける（各通）（三月四日）
飯田　好一　井上　登　岸野　健一
木内　將一　小林　勇　笹川　輝夫
直井　修三　中村　明夫　野口　冨二
御手洗博敏　矢田　信昭　山田　稔郎
（法務事務官）
山本　隆宏　高谷　泰
瑞宝双光章を授ける（各通）
玉田建次郎　西村　弘
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月一日）
佐藤　琢三　末房　彰夫
片岡　岩雄　内藤　芳幸　中村　陸夫
関　正一　梨木　義勝
瑞宝双光章を授ける（各通）
井上　義勝　大木　光夫　福田　傳
前田　國大　前田　二郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二日）
安藤　實　伊藤　正則　大野太利雄
小原　進　谷川　和彦　寺西　鑛一
土岐　則一　中島　久友　野村　義雄
畑中　稔男　溝部　一雄　横田　嘉行
瑞宝双光章を授ける（各通）
熊谷　守　原田　茂征
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月三日）
（金沢大学名誉教授）
坂本　浩
瑞宝中綬章を授ける
（名古屋大学名誉教授）
富田　武
瑞宝小綬章を授ける
居神　逸祠　鵜飼　勝也
先村　健二　丹野　豊治　大塚　清
中村　明雄　永原　裕　鶴田　佳三
溝口　巖　細野　稔
瑞宝双光章を授ける（各通）
井倉　英哉　小林　哲夫
塩月　富幸　清水　治雄
濱井　信次
（警視庁警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月四日）
（神戸大学名誉教授）
住野　公昭
瑞宝中綬章を授ける
籠田　純士
瑞宝小綬章を授ける
高谷　泰　西岡　秀雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
三代　勇
瑞宝単光章を授ける（以上三月五日）
仁宮　孝雄
加藤　敏人　矢野五三夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
（准海尉）
井上　征己
佐藤　宏治　島　浩三　松原　孝雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月六日）
宮　雅治
瑞宝双光章を授ける（三月七日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年三月三十一日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

内野　日総　山本世津子　矢澤　真徳
中村美和子　吉村　節子　齋藤　英子
田中　栄二　古川真規子　滝沢　具幸
宮　忠子　岡崎　信吾　瀬本　洋子
横田　喜弋　野原　宏　長　和子
植野　平　平城　エミ　柳村　正美
本谷　量治　東　禹彦　齋藤　君江
木虎　恒男　大西　健路　鈴木　國弘
多々見市藏　望月　寛治

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年三月三十一日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

田中　賢一　伊藤　修二　羽原　良行
北詰　榮男　石井　喜美　金子和斗志
潮田洋一郎　山田　佳子　織田　禎子
野嶋盛次郎　太田謙次郎

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

大韓民国人　申　基植

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年三月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

後藤　恂子　鈴木　正末　青木　拡憲
櫻井　孝美　福田　美蘭　村上　英二
中川　俊夫　高木　修　松本　卓臣
四方　祥樹　西辻　達佳　後藤　京子
後藤　守宏

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

大韓民国人　呉　贊益

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年三月三十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

松本　育子　磯井　正美　南　建
中村　隆俊　谷口　昌良　麻生美智子
浅田稲一郎　城田孝一郎

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

小林　宮子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年三月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

神原伸太郎

褒章条例第一条及び大正九年三月決定事項第一項但し書により褒状を授ける

株式会社國場組
有限会社ダムタイプオフィス
東邦時計株式会社
大栄食品株式会社
カメヤマ株式会社
株式会社ジーベック
日本化成株式会社
ジャパンシッピングサービス株式会社
株式会社西辻工務店
株式会社都農まちおこし屋
株式会社ニトリ
伊藤組土建株式会社
株式会社サンポウ

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成三十年三月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故半場和子遺族　半場　新一
故鶴岡龍遺族　鶴岡美千代
故江戸健遺族　江戸　秀子
故伊奈良和遺族　伊奈　良昭

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

賞杯

公同の事務に勤勉したので、平成三十年三月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故泉順一郎遺族　泉　順子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける